

# フランス革命における国王裁判の政治文化的意義

——ジャン=ポール・マラーの演説草稿を契機として——

楠田 悠貴

## はじめに

これまで、ルイ 16 世裁判は、国王処刑と関連づけて論じられることが多く、その過程は、もっぱら、ジロンド派から山岳派への主導権移行の機会として考えられてきた。王権に関しては、国王処刑が注目を集め、国王裁判の過程は、結果の見え透いた形式的なものとなされてきた<sup>1</sup>。革命 200 周年以降の研究の多様化・細分化にともなって、国王裁判の政治的側面のみならず、法的側面にも目が向けられるようになったが、依然として、王権の側から国王裁判の意義を考える研究が少ない<sup>2</sup>。

本稿では、国王裁判と国王処刑を切り離して捉え、国王裁判の過程自体が王権にいかなる影響を及ぼしたのかという点について考察する。その際に、山岳派議員ジャン=ポール・マラーが 12 月 3 日に国民公会へ提出した演説草稿をとりあげる。マラーは、「法の破壊者」の異名をとり、追放と虐殺を扇動する過激な人物として知られていたが、元国王の処遇に関して、山岳派の「裁判をへない処刑」という見解に与せず、「裁判をへた処刑」を主張していた。この「奇妙な」草稿は、国民公会で読み上げられずに終わったが、おそらく国王裁判自体の教育的側面に言及していた唯一の「演説」である<sup>3</sup>。この草稿を契機として、国王裁判におけるレトリックや国王のイメージを、アンシアン・レジーム期のリ・ド・ジュスティスにおけるレトリックや国王のイメージと比較することによって、国王裁判の、党派争いとは異なる、もうひとつの歴史的意義を提示したい。

## 1. 国王裁判の経過

### (1) 国王裁判の予審

民衆がテュイルリー宮殿に押し寄せ、議会が王権の停止を宣言した 1792 年 8 月 10 日、テュイルリー宮殿から大量の書類が押収された。8 月 15 日から 16 日にかけて、これらの書類を検討した結果が立法議会に報告され、国王が国外で反革命を指導していた弟たちと連絡をとりあい、コブレンツの反革命軍に合流した元近衛兵に対して俸給を支払っ

<sup>1</sup> モナ・オズーフ、垂水洋子訳「国王裁判」フランソワ・フュレ/モナ・オズーフ編、河野健二・阪上孝・富永茂樹監訳『フランス革命事典』第 1 巻〈事件〉、みすず書房、1998 年、144 頁。

<sup>2</sup> 法的側面を重点的に扱う研究に、次の 2 点がある。Claude Goyard (dir.), *Le bicentenaire du Procès du Roi: actes du colloque, Sénat, 8 janvier, Palais de Justice, 9 janvier 1993*, Paris: Edition F.-X. de Guibert, 1993. 石井三記「フランス革命期の国王裁判における法的側面」『法政論集』186 号、2001 年；遅塚忠躬は、国王の身体をめぐる言説に注目して国王裁判の意義を考察している。Tadami Chizuka, « L'idée de Deux Corps du Roi dans le Procès de Louis XVI », *A.H.R.F.*, n° 310, 1997, pp. 643-650.

<sup>3</sup> 国王裁判を主張するマラーの態度について、ジョレスは、反革命勢力を激昂させないように配慮したのであり、彼が時おり見せる慎重な性格の表れだと主張している。Jean Jaurès, *Histoire Socialiste de la Révolution Française*, t. V, *La Mort du Roi et la Chute de la Gironde*, Paris: Editions sociales, 1972, p. 18. ウォルツァーは、ロベスピエールやサン=ジュストの「理論的急進主義」とは異なる「扇動的・民衆的急進主義」を強調している。Michael Walzer, *Regicide and Revolution: Speeches at the Trial of Louis XVI*, New York: Columbia University Press, 1992, p. 158.

ていたことが明らかになった。ルイの対外通謀の証拠が露呈したのであるが、国王の処遇が議会で正式に議論されるようになるには、10月1日を待たなくてはならなかった。それには、次の2点の理由がある。まず、8月10日以降、フランスは内憂外患の時期にあった。王権停止にともなって、新たに執行権を担うことになった臨時執行評議会は、王政を転覆させたパリ・コミューンを抑えることができず、内政は二重権力状態に陥っていた。対外的には、8月23日にロンウィ、9月2日にヴェルダンが陥落し、オーストリア・プロイセン連合軍は、パリへ一挙に攻め込める位置にまで迫ってきていた。フランスは、国王の処遇について審議するよりも先に、これら内外の危機に対処する必要があった。次に、国王を裁判にかけることになれば、国内外の王党派の反発を招き、さらなる戦況の悪化を引き起こしかねないと考えられた。こうした懸念によって、のちに熱心に国王裁判・処刑を要求するパリの各地区（セクション）でさえも、慎重な意見が多数を占めていた<sup>4</sup>。

9月20日、フランス軍がヴァルミーで革命最初の軍事的勝利を収め、翌日、国民公会が正式に発足すると、パリの危機的状況がわずかばかり好転し始め、人々の関心は国王裁判へ向けられるようになる。10月1日、国民公会議員メルラン＝ド＝ティオンビルは、議会で初めて元国王の裁判と処刑を求める正式な要求を行った。この要求をうけ、テュイルリー宮殿で押収された書類を検討するための委員会（24人委員会）が設置された。10月4日、同委員会を代表して、デュフリッシュ＝ヴァラゼは、国民公会において、「退位した国王の陰謀の明白かつ物的な証拠」があると発言した<sup>5</sup>。この発言をうけ、国民公会は、公会内に設置された立法委員会に、国王裁判に関する法律上の手続きの検討を命じた。1791年憲法には、国王不可侵の原則が明記されており、国王を訴追・処罰することは違憲であって、元国王を裁くための法律や裁判手続きが存在しなかったためである。

2つの委員会の報告は、ジュマップの戦いの勝利によって、議員たちの目が国王裁判に向けられたときになされた。11月6日、24人委員会を代表して、ヴァラゼが宮殿から押収された資料について報告したが、議員たちに、あまり準備されていない報告だという印象を与えた。翌日、立法委員会を代表するマイユが登壇し、国王の政治的行為を裁くことはできないが、個人的行為は罰することができる」と述べた。そして、憲法の不可侵条項は、国王のためではなく、国民のためにつくられた規定であるから、国王は、国民を完全に代表している国民公会によって裁かれうると結論づけ、議員や聴衆の拍手喝采を受けた<sup>6</sup>。

11月13日、国民公会全体で国王裁判に関する討議が始まった。ここでは、国王は裁かれうるというマイユの見解に対して、注目すべき2つの反対意見が提示された。その第1は、最初に登壇したモリソン議員の見解である。彼は、ルイの裏切りを裁くための法律が存在しないため、ルイは裁かれえないのだと主張した。その第2は、山岳派の議員たちによって唱えられた意見である。11月13日、モリソン議員に続いて登壇した最年少議員サン＝ジュストは、「人は罪なくして王たりえない」という有名な一句によって、

<sup>4</sup> Albert Soboul, *Le Procès de Louis XVI*, Paris: Gallimard/Julliard, 1989, p. 21.

<sup>5</sup> *Archives parlementaires de 1787 à 1860: Recueil complet des débats législatifs et politiques des Chambres françaises*, première série (1787 à 1799), t. LII, Paris, p. 307.

<sup>6</sup> *Réimpression de L'ancien Moniteur*, t. XIV, Paris: Henri Plon, 1854, n° 314, p. 420.

国王の存在自体を悪とみなし、国王は市民ではなく、むしろ敵であって、裁判にかけるのではなく、戦うべき相手なのだ」と主張し、即刻処刑すべきだという見解を示した<sup>7</sup>。結局、両議員の賛同者は少数にとどまり、最終的に、議会はマイユの案に沿って進んでゆくことになる。

国民公会議員たちが国王裁判について議論しているころ、パリの各地区では、国王裁判を要求する声が増えなくなっていた。さらに、テュイルリー宮殿の隠し戸棚から国王の反革命の意思を示すさらなる証拠が発見された、いわゆる「鉄の戸棚事件」によって、国王裁判を要求する声は、それまでにないほどの高まりをみせた。12月3日、ペティオンによる国王裁判を求める動議が圧倒的多数で可決され、12月6日、キネット議員の提案によって裁判手続きが決定した。「本審」の幕開けであった。

## (2) 国王裁判の本審

12月11日午前、ロベール・ランデが作成した起訴状が、国民公会において説明され、追加修正を受けたのちに決定し、それに沿って被告人の尋問項目が決められた。起訴状には、議員買収や国外逃亡など、王権停止にいたるまでの国王の行動が、40項目ほど列挙されている。同日の午後、ルイ・カペーが出廷し、書記によって起訴状が朗読された。その後、議長ベルトラン・バレールは、「ルイ。フランス人民は、あなたが人民の自由を破壊して、自らの暴政を樹立するために多数の罪を犯したことを弾劾する」と述べ、尋問項目を読み上げながら、「何か答えることはあるか」と問うていった<sup>8</sup>。石井三記の言葉を借りれば、ルイは「ネガティブなかたちでの否認」に終始した<sup>9</sup>。ルイは、事実そのものを否定するのではなく、例えば「覚えていない」「知らない」と答えた。

尋問の際、ルイが弁護人を要求したことに応じて、トロンシェ、マルゼルブ、ド=セーズの3人が、国王の弁護人に選ばれた。彼ら3人が、ルイと共同して弁論を作成する。12月26日、ルイが弁護人に付き添われて出廷し、ド=セーズによって弁論が朗読された。彼は、まず、憲法に照らし合わせて、ルイ16世が裁かれえないことを説明した。続いて、本来弁護の必要はないと断ったうえで、起訴の根拠が薄弱であることを示すためにのみ弁論を展開してゆくと述べ、個別の事項をひとつひとつ検討していった。

ルイの判決は、1793年1月15日から19日にかけて、国民公会における4回の指名点呼投票で決定された<sup>10</sup>。第1回指名点呼投票の質問は、「フランス人民のかつての国王ルイ・カペーは、自由に対する陰謀と国家の安全への侵害によって有罪であるか。〈はいか〈いいえ〉で答えよ」であった。投票の結果は、全議員749人のうち有罪が691人、

<sup>7</sup> An.-L.-L. Saint-Just, *Opinion concernant le jugement de Louis XVI: Séance du 13 novembre 1792, Imp. Nat., s.d., Lég., p. 7, Opinions des conventionnels sur le jugement de Louis XVI: recueil des brochures conservées à la Bibliothèque de Michel Bernstein: sous la direction de Tadami Chizuka, t. VI, Tokyo: Presses Universitaires de Senshu, 2008, n° 66.*

<sup>8</sup> *Archives parlementaires, t. LV, p. 7.*

<sup>9</sup> 石井、前掲論文、215-216頁。ただし、8月10日のテュイルリー宮殿襲撃に際して、人民の血を流させたと言われたとき、ルイは、「いや。それは私ではない」と述べて、「積極的な否定」をおこなっている。*Archives parlementaires, t. LV, p. 10.*

<sup>10</sup> 投票結果については、歴史家によって、若干の異なりがある。遅塚忠躬「フランス革命における国王処刑の意味」遅塚忠躬・松本彰・立石博高編『フランス革命とヨーロッパ近代』同文館、1996年、124-133頁。4つの質問は、*L'ancien Moniteur, t. XV, pp. 159, 161, 184, 252.*から引用。

欠席が 28 人、その他が 27 人、議事録の漏れが 3 人であり、圧倒的多数でルイは有罪とされた。第 2 回指名点呼投票の質問は、「ルイに下される判決は、1 次集會に集まる人民の批准にゆだねるべきか。〈はい〉か〈いいえ〉で答えよ」であった。投票の結果は、反対 424 人、賛成 287 人、棄権 10 人、欠席 28 人であり、人民の批准にかけないことが決定された。第 3 回指名点呼投票の質問は、「かつてのフランス人民の王ルイは、いかなる刑罰を受けるべきか」であった。死刑に投じた者が 387 人、その他の刑に投じた者が 334 人、欠席・棄権した者が 28 人であり、ルイに科せられる刑罰は死刑と決まった。第 4 回指名点呼投票の質問は、「ルイ・カペーの判決である死刑は延期されるべきか。〈はい〉か〈いいえ〉で答えよ」であった。59 人がさまざまな理由から投票せず、処刑を延期すべきとしたのが 310 人、延期すべきでないとしたのが 380 人であった。

これらの投票結果をもって、1793 年 1 月 21 日の朝、かつての国王ルイ 16 世は、コンコルド広場において群衆の見つめるなか処刑された。

## 2. ジャン=ポール・マラーの演説草稿

### (1) マラーの演説草稿

12 月 3 日、国民公會に提出した演説草稿のなかで、山岳派議員ジャン=ポール・マラーは、次の 2 点を訴えている。第 1 点は、国王が国民公會によって裁かれることである。マラーは、まず、国王の罪を列挙して、国王の有罪を訴える。そして、社会契約理論や憲法の国王不可侵条項を解釈することによって、国王が裁かれうること、裁かれなくてはならないことを主張し、国王を擁護するために法を利用する議員を糾弾する。第 2 点は、国王に死刑が科せられることである。元国王は「あらゆる祖国の敵の陰謀の中心」となるから、「元国王の首が打ち取られない限り、フランス人の自由、安全、平和、平穩、幸福や、他の人民が軛を打ち砕くという希望は、少しもない」というのが、その根拠であった<sup>11</sup>。

他の山岳派議員は、国王を裁判にかけることなく処刑すべきだと訴え、裁判という形式を否定していた。サン=ジュストは、独裁者カエサルが裁判せずに殺されたこと、王自身も反逆者に対して裁判をしなかったことを引き合いにだして、「手を血と罪で汚したまま現行犯で捕えられた人民の虐殺者が、うやうやしくも裁判にかけられている」ことを批判した<sup>12</sup>。ロベスピエールは、「ここには、なすべき裁判など、まったく存在しない。ルイは被告ではないし、あなたがたは裁判官ではない」と述べる。そして、裁判の実施はルイが無罪たりえることを意味し、もし、ルイが無罪であった場合には、共和国や自由の擁護者が有罪となることを根拠として、国王裁判を批判した<sup>13</sup>。

これに対し、マラーの演説草稿の独自性は、裁判という形式に固執している点にある<sup>14</sup>。

<sup>11</sup> Jean-Paul Marat, Sur le jugement de Louis. Imp. Nat., 1792, p. 9. *Opinions des conventionnels*, t. IV, n° 60.

<sup>12</sup> Saint-Just, *op. cit.*, p. 3.

<sup>13</sup> Maximilien-Marie-Isidore Robespierre, Opinion de Maximilien Robespierre sur le jugement de Louis XVI. Imp. Nat., s.d., Lég., 164, p. 3. *Opinions des conventionnels*, t. III, n° 18.

<sup>14</sup> 少なくともリーガリスティックな観点から主張されたのではない。12 月 11 日、ルイに弁護人をつけるか否かの論争が起こった際、マラーは「ここで問題になっているのは、通常の裁判ではない。我々には、煩瑣な訴訟手続きは必要ない」と述べている。Archives parlementaires, t. LV, p. 15.

マラーは、演説草稿のなかで、立法委員会が、国王不可侵条項の詳細な検討によって、国王が裁かれうるという結論に至ったことを次のように評価している。「この一步は、人民の教育のために不可欠であった。というのも、精神の素質に見合った多様な手段を用いて、共和国すべての構成員を確信に導くことが重要であるからだ」<sup>15</sup>。また、本審が始まり、ルイの罪を検討することに関して、「疑問点を明らかにするためよりも、むしろ、元国王の配下、王政の支持者、専制主義の手先が、弁護に用いる詭弁の愚かさを明らかにする機会を、愛国的雄弁者に与えるため」と述べている<sup>16</sup>。さらには、国王はひとりで罪を犯したのではなく、共謀者がいることを訴え、「それゆえに、国王裁判の予審は、最終的に最も恐ろしい敵から国民を解放し、裏切り者に恐怖を与え、あらゆる陰謀を根絶し、さらには自由、平穩、一般の幸福を確保するのに、最も堅実な手段である」と述べている<sup>17</sup>。マラーにとっての国王裁判は、王政の残滓を払拭し、人民を教化する場であった。国王を擁護する者をあぶりだし、彼らを問い詰めることによって、王政の基盤がいかに脆いものかを明らかにし、それを知らしめることによって人民を啓蒙し、完全なる共和国を創造する手段であった。マラーは、「このことなくしては、あなたがたが秩序を再興し法の支配を準備したとしても無駄になる」と述べ、国王裁判の重要性を強調している<sup>18</sup>。

マラーの草稿は、国民公会で読み上げられずに終わったが、その主張は、山岳派とジロンド派の抗争の末に実現されることになる<sup>19</sup>。すなわち、ルイ 16 世は、裁判という過程をへて、処刑される。国王裁判と国王処刑は、それぞれどのようにして実現されたのであろうか。

## (2) 国王裁判の開催

1792 年 9 月 21 日に国民公会が正式に発足したとき、選出された 749 名の議員全員が共和主義者であった。右派に、多数派のジロンド派がおり、左派に、圧倒的少数派の山岳派がいた。国民公会の議論は、両派の対立を中心に展開していくのであるが、注目すべきは、平原派（沼派）と呼ばれる、どちらの派にも属さない議員たちがジロンド派以上の人数を占めていた点である。平原派がどちらを支持するかによって、革命の進路が大きく変わってゆく。

国民公会は、発足直後に、王政の廃止と共和政の樹立を全会一致で宣言したが、最初に直面した大問題である元国王の処遇に関して、ジロンド派と山岳派は意見が分かれていた。山岳派はアンシアン・レジームの残滓を払拭することによって、革命を急進化させようと考え、国王死刑を主張した。彼らの論理は単純であり、「祖国〔共和国〕が生きなくてはならないのだから、ルイは死ななくてはならない」というものであった<sup>20</sup>。これに対し、ジロンド派は、革命が急進化することを恐れ、国王処刑を回避したいと考え

<sup>15</sup> Marat, *op. cit.*, p. 2.

<sup>16</sup> *Ibid.*, p. 2.

<sup>17</sup> *Ibid.*, p. 9.

<sup>18</sup> *Ibid.*, p. 9.

<sup>19</sup> ただし、マラーの草稿は、議会議事録に補遺として掲載された。*Archives parlementaires*, t. LIV, pp. 246-249. また、国民公会のパンフレットやマラーの『フランス共和国新聞』を通して公開された。

<sup>20</sup> Robespierre, *op. cit.*, p. 11.

た。国王裁判の経過を追っていくうえで厄介な点は、ジロンド派が、熱狂的なパリの民衆の前に、国王を救うべきだという王党派と同じ主張をせず、リーガリスティックな態度を装って、国王処刑を回避しようとした点である。

ジロンド派は、まず、1791年憲法の国王不可侵の問題を提示することによって、国王裁判を延期させ、中止させようとする。9月21日に国民公会が発足し、国王裁判実施の要求を無視できなくなると、ジロンド派は、独占していた国民公会議長の権限を利用して、24人委員会による証拠書類の検討、立法委員会による1791年憲法の国王不可侵条項の検討を開始させる。立法委員会とは異なって、24人委員会はジロンド派寄りの議員で構成されていたため、11月6日の報告は、急いで作成された不正確なもので、わざとらしく国王への敵意が述べられていた<sup>21</sup>。11月7日、立法委員会によって国王の不可侵性が打破され、国王裁判を実施せざるをえない状況になると、いかなる形式で裁判をなすべきかという問題を含めた包括的議論が、国民公会全体で開始される。これも、慎重に検討すべき問題であるという口実に基づく、ジロンド派の時間稼ぎであった。

ジロンド派の「引き延ばし作戦」に対して、国民公会を国王裁判に向けて前進させていたのは、山岳派議員やパリ民衆の執拗な圧力であった。予審の実質的な始まりは、10月1日、パリ民衆による国王裁判・処刑の要求が高まるなか提出された、山岳派議員メルラン＝ド＝ティオンビルの動議に基づくものであった<sup>22</sup>。10月から11月にかけて、パリ・コミューンは、山岳派の議員を介して国民公会に圧力をかけ続けた。法律解釈に終始して一向に進展のみられない国民公会や鉄の戸棚事件に対する怒りを背景として、パリ民衆の国王裁判・処刑を要求する声はますます高まっていった。12月3日に裁判手続きが決定された際、動議を提出したのはジロンド派寄りのペティオンであったが、その背景には山岳派の圧力があつた。ジロンド派は、譲歩せざるをえなかったのである。8月10日に予審が始まってから約4カ月をへて、ようやく国王裁判が始まった。ここに、ジャン＝ポール・マラーの第1の要求である「国王裁判」が実現した。

### (3) 国王裁判の結果

12月6日、裁判手続きが決定して本審が始まると、国王の不可侵性は、もはや争点ではなくなる。これ以降、ジロンド派は、死刑判決を阻止するために様々な手段を講じてゆく。ジョレスが指摘するように、対外戦争の悪化など、「裁判の進行を中止させたり、延期させたり、長引かせたりする出来事が全く起こらなかった」ためである<sup>23</sup>。

年末から年始にかけて最も大きな議論を引き起こしたのは、人民の批准の問題である。ジロンド派は、人民主権というリーガリスティックな理論を利用して、第一次集会に審議を委ねることで、いまだに国王に対して愛着を抱く農民に死刑反対票を投じさせ、国王処刑を回避しようと考えた。ほかにも、国王の従兄弟である山岳派議員フィリップ・エガリテの処遇をめぐる論争、国王に弁護人をつけるか否かをめぐる論争、3分の2以上で死刑を決定すべきか否かをめぐる論争が起こっており、指名点呼投票の採決の順番

<sup>21</sup> Bernardine Merchior-Bonnet, *Le Procès de Louis XVI*, Paris: Perrin, 1992, p. 51-52.

<sup>22</sup> 予審の始まりを10月1日とするのは誤りであつて、正しくは8月10日である。Paul Lombard, *Le Procès du Roi*, Paris: Bernard Grasset, 1993, p. 45.

<sup>23</sup> Jaurès, *op. cit.*, p. 40.

も争点となった。さらに注目すべきなのは、ブリッソやヴェルニョーが、国王の死刑はヨーロッパ諸国に戦争の口実を与えるという根拠で、死刑を避けるべきだという論を展開しはじめたことである。

こうした党派対立のなかで、指名点呼投票を迎える。ルイの有罪か否かを問う第1回採決では、圧倒的多数でルイの有罪が決定されたのであるが、裁判自体の正当性を問うて棄権する議員が数名いた。第2回採決以降も、このような投票は見受けられる。人民の批准を問う第2回採決では、山岳派は、ほぼ一致して人民の批准に反対した。他方、ジロンド派や平原派のなかにも、人民の批准に反対する議員が少なからずおり、人民の批准は否決されることになった。ルイの刑罰を問う第3回採決においても、山岳派は、ほぼ一致してルイの単純死刑を求めたが、ジロンド派は、死刑以外の票、執行猶予付き死刑票、単純死刑票などに、投票が大きく分散している。その結果、僅差でルイの死刑が決定する。第4回採決においても、山岳派の一致した反対投票によって、死刑執行延期が否決された。

以上のように、国王裁判という過程を経たものの、山岳派の主張する即刻処刑が実現した。圧倒的少数派であった山岳派が勢力を伸ばし、国王裁判で勝利を収めたのは、次の2点のジロンド派の特徴に因っている。第1の特徴は、ジロンド派の統一性の欠如である。小栗了之が示すように、ジロンド派は、ブリッソを中心としてまとまった複数のサロンの集合体に過ぎなかった<sup>24</sup>。この不統一性は、指名点呼投票の際に、意見の大きな分裂をもたらしている。第2の特徴は、ジロンド派の詭弁である。国王裁判の過程を通じて、ジロンド派は「詭弁家」とみなされ、平原派の支持を失っていった。こうして、国民公会の主導権が、ジロンド派から山岳派へと移行していった。国王処刑以降、革命をさらにおし進めようとする山岳派に主導権が移ったことによって、革命はますます急進化してゆく。

ここに、マラーの第2の要求であった「国王処刑」が実現した。マラーは、国王裁判の目的として、弁護に用いられる詭弁の愚かさを明らかにすることを挙げていたが、ジロンド派の国王を救おうとするもっともらしい詭弁が、同派の失墜を招いたのであるから、この目的は果たされたといえよう。しかし、マラーが国王裁判の開催を訴えた目的は、国民公会から国王の擁護者を排除することだけではない。もうひとつの目的である人民の啓蒙は、果たされたのであろうか。

### 3. 国王裁判の政治文化的意義

#### (1) フランス革命における国王の身体

12月26日、国王弁護に立ったド＝セーズは、次のように述べた。「私は、あなたがたのなかに裁判官を探している。しかし、告発者しか見つけれない」<sup>25</sup>。第1回指名点呼投票の際、ルイは圧倒的多数で有罪とされたのであるし、裁判の違法性を指摘した数名の議員を除けば、率直に無罪と主張する議員はいなかった。ほぼすべての国民公会議員は、ルイ16世が無罪であると考えていなかったのである。国王の運命はすでに決して

<sup>24</sup> 小栗了之「ジロンドンと国王裁判」『人文論究』第22号、1962年。

<sup>25</sup> *Archives parlementaires*, t. LV, p. 622.

いたのであって、国王裁判は国王を裁くための裁判ではなかった。カーライルが愚弄するように、「749人〔国民公会の議員総数〕の狡猾な者どもは、数週間の長きにわたって、己のすべての精と力を注ぎ、根本的には、古い形式や法律用語の拡大解釈をして」、「国民法、社会契約、法学、三段論法のなかをのたうちまわって」いた<sup>26</sup>。ジョーダンが指摘するように、ルイ 16 世は、サミュエル・ベケットの戯曲におけるゴドーのようであった<sup>27</sup>。国王がほぼ姿をみせることなく、裁判が進行していったのである。では、国王裁判の過程自体は、王権に何の影響も及ぼさなかったのであろうか。

アンシアン・レジーム期には、地域や職業などのつながりによって結ばれ、独自の慣習や規則を持つ団体が無数に存在していた。絶対王政は、これらの団体の慣習や規則を特権として法認することによって、社団として支配秩序に組み込んでいたのであるが、王権による無数の社団の統合を可能にしたのは、国王の身体を中心とする権威システムである。国王は、人間としての身体である自然的身体とともに、神聖にして決して死なない政治的身体を持っていると考えられていた。王権は、数多くの儀礼やメディアを通じて、政治的身体の絶対性を誇示することによって、フランスの中心となりえたのである。フランス革命の政治文化が目指したのは、アンシアン・レジームの中核であった国王の政治的身体を解体し、それに帰属していたものを新しい国家に再配分することであった<sup>28</sup>。

国王の政治的身体は、革命に先立つ 18 世紀の諸変化にともなって、大きく傷つけられていた。啓蒙思想家たちの絶対王政に対する理論的攻撃、国家の最終決定権としての世論の誕生、国王の聖性を支えていたキリスト教信仰の衰退、国王のイメージの「絶対性」から「善良さ」への移行といったあらゆることが、国王の権威を蝕んでいった。これにともなって、ルイ 15 世は、癩病患者であるとか、ダミアン事件で死ぬべきだったという「悪しき言説」が聞かれるようになった。ルイ 16 世の治世にも、国王の身体を愚弄する言説や、国王を性的に不能な寝取られ夫として描くポルノグラフィが氾濫する。ヴィガレロが指摘するように、ルイ 16 世への中傷は、「物理的な現実」よりも「文化的な現実」に対応するものであった<sup>29</sup>。

このような 18 世紀における国王の政治的身体の凋落にもかかわらず、革命が勃発した際、三身分共通の見解は憲法による王権の制限であり、フランスにとって最善の政体为王政であることを疑う者は、ほとんどいなかった。8 月 4 日の封建的諸特権が廃止されたとき、ルイ 16 世は「自由の再興者」としてたたえられており、ルイ 16 世像の建造までなされている。ルイ 16 世は、来るべき新体制の指導者だとみなされていた。しかし、国王一家が国外逃亡を謀り、連れ戻されることによって、王政を廃止すべきだという意見が急速に台頭する。オズーフが論じるように、このヴァレンヌ逃亡事件は、「国王を死

<sup>26</sup> Thomas Carlyle, *The French Revolution: A History*, New York: The Modern Library, 2002, p. 582.

<sup>27</sup> David P. Jordan, *The King's Trial — The French Revolution vs. Louis XVI*, Berkeley: California University Press, 1979, pref., p. 7.

<sup>28</sup> ドリнда・ウートラム、高木勇夫訳『フランス革命と身体：性差・階級・政治文化』平凡社、1993 年、12-13 頁。

<sup>29</sup> ジョルジュ・ヴィガレロ、橋本一径訳「王の身体」アラン・コルバン／ジャン＝ジャック・クルティエヌ／ジョルジュ・ヴィガレロ監修、ジョルジュ・ヴィガレロ編、鷲見洋一監訳『身体の歴史 I：16-18 世紀 ルネサンスから啓蒙時代まで』藤原書店、2010 年、482 頁。

刑に処すよりもはるか前に、王制の死を成し遂げていた」<sup>30</sup>。これ以降、国王の身体は豚として描かれるようになる。こうして、国王裁判がはじまる以前に、国王の政治的身体は大きな損傷を受けていた。ジョレスも、国王裁判に挑む国王に関して、次のように述べている。「裁いていたのは、生者ではなかった。多くの裁判官にとって、永遠に棺のなかに埋もれる前にさらず、王制および王の死骸であった」<sup>31</sup>。

確かに、山岳派をのぞく国民公会議員や国王弁護人は、国王を市民と見なしたのであって、議会において国王の政治的身体は消滅していた。しかし、山岳派は、王政の魔術から人民を解放しようとして、国王処刑を訴えたのであるし、ジロンド派は、国王に愛着を抱く農民に頼って、人民の投票を訴えたのであった。また、アンリ・グレゴワール議員は、王政が廃止された1792年9月21日の国民公会において、国王について、「いまだ、多くの人々を麻痺させることができるこの魔力を消滅させねばならない」と述べ、民衆の意識のなかに国王の政治的身体が生きていることを訴えている<sup>32</sup>。多くの人民にとって、国王の政治的身体は消滅していなかった。

さらに、遅塚忠躬によれば、国王の政治的身体は国王裁判の争点でさえあった<sup>33</sup>。国王裁判に際して、国王の身体に関する3つの立場があった。第1の立場は、ルイの弁護人やモリソン議員たちによって主張された「国王二体不可分論」であり、彼らは裁判が不可能であると主張した。第2の立場は、マイユ議員やジロンド派によって唱えられた「国王二体可分論」であり、彼らは国王の自然的身体のみを裁けると主張した。第3の立場は、サン＝ジュストやロバスピエールに代表される山岳派の見解であり、彼らは、国王の自然的身体に体现されている政治的身体を抹殺すべきであると主張した。そして、遅塚は、国王二体可分論を唱えるジロンド派が、国王二体否定論を唱える山岳派に負けたことは、国王二体可分論の敗北を意味するのであり、したがって、イギリス革命期のチャールズ1世裁判と異なって、国王の自然的身体とともに政治的身体も抹殺されたと結論づける。ただし、この主張は、遅塚自身が指摘するとおり、議会における典型的アプローチに基づいている<sup>34</sup>。どのように人民のなかで政治的身体が消滅したのかを知るには、国王裁判がどのような印象を与えたのかを明らかにせねばならない。

## (2)「裁く国王」と「裁かれる国王」

政治文化研究の権威である革命史家リン・ハントは、「裁判が行きつもどりつしたことは、王政をさらに非神聖化する結果をもたらした」と主張する<sup>35</sup>。すなわち、山岳派は、国王の政治的身体を抹殺するために、裁判という遠回しな手段を否定し、処刑のみを主張していたのであるが、結果的に裁判という過程をへたことは、期せずして山岳派の目的に貢献した、とハントは考えるのである。その根拠は、国王裁判の過程において、国

<sup>30</sup> Mona Ozouf, *Varennnes: la mort de la royauté, 21 juin 1791*, Paris: Gallimard, 2005, p. 409.

<sup>31</sup> Jaurès, *op. cit.*, p. 39.

<sup>32</sup> *L'ancien Moniteur*, t. XIV, n° 266, p. 8.

<sup>33</sup> Chizuka, *op. cit.*, pp. 643-650.

<sup>34</sup> 遅塚忠躬「報告『ルイ16世裁判における国王二体論』および参加記」『歴史学研究』683号、1996年、54頁。

<sup>35</sup> リン・ハント、西川長夫・平野千果子・天野知恵子訳『フランス革命と家族ロマンス』平凡社、1999年、108頁。

王の弱々しい態度が露呈したことであった。英仏革命における国王裁判に挑む国王を比較すれば、この点は一層明瞭になる。

スタール夫人は、「両者〔チャールズ1世とルイ16世〕は王として、ともに、不幸ということを除いては、すべては対照的であった」と述べている<sup>36</sup>。イングランド国王チャールズ1世は、地方に逃れて軍隊を率いて戦って捕まったのであり、国王の身分のまま裁判にかけられた。裁判のときも、「陛下 Sir」と呼ばれ、「朕は、いかなる権威によって、ここへ召喚されているのか。いかなる権限によるのか、すなわち合法性を知りたいのだ」とか、「朕がそなたの王、合法的な王であることを思い起こせ」と述べて、尋問に正面から答えなかった<sup>37</sup>。これに対して、フランス国王ルイ16世は、民衆蜂起から逃れて議会の庇護をうけ、王位を剥奪された市民として裁判にかけられ、「ルイ・カペー」と呼ばれながら国民公会に対する抗議を一切行わず、尋問を受けた際も「ネガティヴなたちでの否認」を貫いた。前者は国王として、後者は市民として、死んでいったのである。ルイ16世にとって、裁判は、もはや国王でないという事実を露呈する場であった。

しかし、国王の権威が地に落ちていたことのみが露呈したのではない。国王裁判を祭典としてとらえようとする政治文化的アプローチをとれば、国王裁判のなかに、絶対王政を支えていた国王のイメージや儀礼のレトリックと正反対の状況が見えてくる<sup>38</sup>。

国王の数あるイメージのなかで最も強調されてきたものに、「裁く国王」をあげることができる。アンシアン・レジーム期には、「あらゆる裁きは国王から発する」という原則が存在し、国王は多様なメディア、儀礼、アレゴリーを通して、「裁く国王」のイメージを普及させていた。そのなかで最も重要なものに、リ・ド・ジュスティス（親裁座）がある。リ・ド・ジュスティスは、主にパリ高等法院において開催された国家の重要事項について審議する会合のことであり、荘厳な舞台装置のもとに、「裁く国王」のイメージや王の権威を演出するという儀礼的側面を有していた<sup>39</sup>。

第1に、国王の入場、および退場のスペクタクルである。リ・ド・ジュスティスに入場する際、国王は王族や大貴族を引き連れて、華やかな行列を行う。国王は、高等法院に到着すると、太鼓・笛・ラッパの鳴り響くなか、高等法院の評定官に出迎えられる。国王一行の行列には、しばしば市民も参加しており、リ・ド・ジュスティスのなかで、もっとも公開性の高いスペクタクルであった。第2に、空間のヒエラルヒーである。舞台は、国王を頂点とするダイヤモンド形をなしている。国王は、部屋の最も奥まったところにある、最も豪華できらびやかな装飾がほどこされた席に座る。その席は、室内の最も高い位置にある。また、高等法院に所属している者は、基本的に赤い法服、帽子、シャプロンを着用しており、国王から正義を預かっていることを示しているのであるが、国王は「鮮紅色」という最も印象的な赤色を身にまとうことによって、国王の超越性を

<sup>36</sup> スタール夫人、井伊玄太郎訳『フランス革命文明論』第2巻、雄松堂、1993年、74頁。ちなみに、ルイ16世は、ヒュームのチャールズ1世裁判についての記述を繰り返し読み、チャールズ1世が、裁判に威圧的な態度で臨んで処刑されたことを学んでいた。Merchior-Bonnet, *op. cit.*, p. 75.

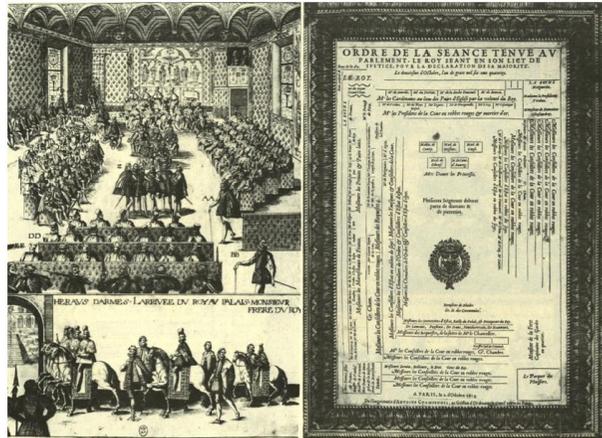
<sup>37</sup> C. V. Wedgwood, *The Trial of Charles I*, London: Collins, 1964, p. 131.

<sup>38</sup> 例えば、立川孝一『フランス革命：革命祭典の図像学』中央公論社、1989年。

<sup>39</sup> リ・ド・ジュスティスの儀礼的側面については、次の2点を参照。石井三記「18世紀フランスの国王・法・法院」上山安敏編『近代ヨーロッパ法社会史』ミネルヴァ書房、1987年、165-190頁；今村真介『王権の修辞学：フランス王の演出装置を読む』講談社、2004年、67-124頁。

演出している。第3に、議事の進行である。議事の進行は、国王の分身たる大法官（あるいは国璽尚書）が主催者となるが、「国王の御意思は、～である」「国王は、～を命じておられる」といったように、常に国王がすべての源泉という原則に基づいた発言をする。一方で、国王は帽子を着用したまま、もっとも安楽な姿勢をしている。常に、最初に着座するのは国王であり、それまで出席者は座ることができない。

今村真介は、ルイ13世期のリ・ド・ジュスティスの儀礼的性格を分析するなかで、次のように述べている。「王の超越的性格は、言葉によってではなく、その衣装の多彩な豪華さや、その位置の比類なき高さ、他の座席とは完全に一線を画すその座席の構造上の複雑さや装飾の華麗さ、その身体の前後左右を取り巻く人々の数の多さや身振りのいかめしさ、王の楽隊が演奏する音の壮かさ、人々が王に対して示す服従や敬意の身振り、それとは対照的に最も安楽な王の姿勢、等々によって作り出される。



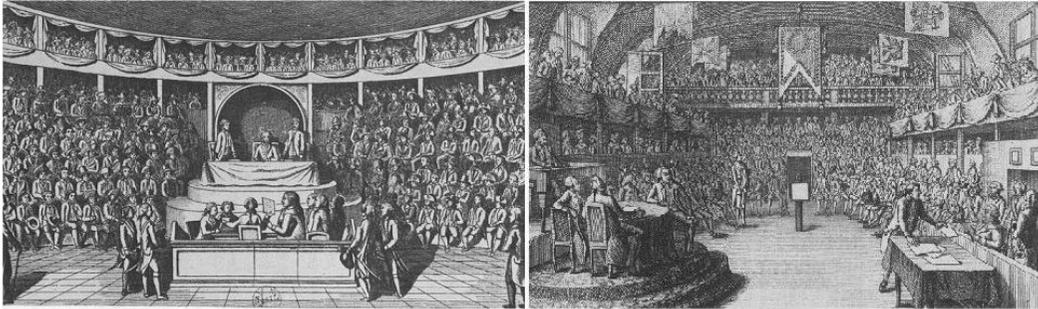
図A「ルイ13世期のリ・ド・ジュスティス」Sarah Hanley, *The Lit de Justice of the Kings of France: Constitutional Ideology in Legend, Ritual and Discourse*, Princeton: Princeton University Press, 1983, pp. 285-286.

またそれは、人々の身体の所作を通じて、つまり視覚的反応や聴覚的反応や身体全体の動きとして感覚的に生きられることで、否定しようもない正統な事実として承認されるのである<sup>40</sup>。このように、リ・ド・ジュスティスは、「裁く国王」のイメージを演出するとともに、国王の権威や王権の正統性を支えていた<sup>41</sup>。

リ・ド・ジュスティスがスペクタクルであったように、国王裁判もまたスペクタクルであった。ルイ16世の首が、コンコルド広場に設置された処刑台のうえで、数万人もの観衆の見つめるなか、ドラムの音とともに切り落とされた、まさしくスペクタクルであったように、国王裁判もまたスペクタクルであった。リ・ド・ジュスティスが「裁く国王」を演出していたのに対して、国王裁判は「裁かれる国王」を演出している。ここに、アンシアン・レジームとの逆転現象が生じている。リ・ド・ジュスティスが、人民に国王の権威を植え付けるスペクタクルであったならば、国王裁判は、国王の権威を失墜させるスペクタクルであった。リ・ド・ジュスティスにおける国王の超越性を誇示する典礼手続きや空間配置が、国王が出廷したときの議場において逆転している。

<sup>40</sup> 今村、前掲書、69-70頁。

<sup>41</sup> Jean-Marc Varaut, « La Décapitation de la monarchie », Claude Goyard, *op. cit.*, p. 27. 18世紀の高等法院と王権の対立から、世論がフランスの至高の審判者として誕生し、国王が唯一の法の源であるという思想は消え去ってしまうが、革命直前の陳情書のなかに、「裁く国王」などの伝統的イメージは無傷のまま残っていた。Philippe Grateau, *Les Cahiers de doléances, une relecture culturelle*, Rennes: Presses Universitaires de Rennes, 2001, p. 80. また、革命勃発直前のリ・ド・ジュスティスを描いた版画のなかに、国王優位のレトリックを見いだすことができる。Michel Vovelle, *La Révolution Française: images et récit, 1789-1799*, t. I, Paris: Livre club Diderot/Messidor, 1986, pp. 32-33.



図B「ルイの第1回目の出廷（左図）と第2回目の出廷（右図）」David P. Jordan, *The King's Trial —The French Revolution vs. Louis XVI*, Barkley: California University Press, 1979.

第1に、国王の入場、および退場のスペクタクルである。国王は、タンブル塔の家族から引き離され、王族を伴わない行列であった。国王は、王党派の襲撃から国王を守るために同行した軍隊に囲まれた「囚人」であり、罵声や怒号を聞きながら移送された<sup>42</sup>。第2に、空間のヒエラルヒーである。上の2枚の版画（図B）は、若干の誤りが見受けられるが、ルイが出廷した際の議場をよくあらわしている。2回とも、国王は最も低い位置におり、議長や議員、民衆たちから見下ろされている。さらに、2回目に出廷した際、国王はもっとも入口近くに座っており、リ・ド・ジュスティスと正反対の状況が生じている。第3に、議事の進行である。国王裁判の進行を担ったのは議長であり、国民の代理者であった。例えば、12月11日、議長バレールは「ルイ。フランス人民は、あなたが[……]ことを弾劾する」と述べて、ルイを起訴している<sup>43</sup>。さらに、国王は帽子をかぶっていないが、議員のなかには帽子をかぶっている者がいる。また、議員は座ったままであるのに対して、国王は、議長から命じられるまで、着席することができなかった<sup>44</sup>。ド＝セーズが弁論を終えたのち、ルイは短い発言をするために起立している<sup>45</sup>。このように、国王の権威の失墜を表すヒエラルヒーが、国王裁判の議場に存在した。

そもそも、議場に用いられたテュイルリー宮殿の「マネージュ室」は、競馬場のような楕円形に議席が配置されており、スペクタクルに適した空間であった。本来は、ルイ15世の騎馬アカデミーの部屋であり、国王が自らの栄光を誇示するために作った空間である<sup>46</sup>。図Bのように議長席が高くなっており、ヒエラルヒーを表現しやすい構造をしていた。国王裁判の際、300人程度の「観客」を収容できるバルコニーは、常に定員を超していた。国民公会議員として、国王裁判に参加したメルシエは、議場を劇場になぞらえて、裁判が見せ物になっていた点を指摘している<sup>47</sup>。プティフィスが指摘するとおり、出廷した国王は、「闘技場で屠られる獣」のように映ったであろう<sup>48</sup>。

<sup>42</sup> Merchior-Bonnet, *op. cit.*, p. 77.

<sup>43</sup> *Archives parlementaires*, t. LV, p. 7.

<sup>44</sup> *Archives parlementaires*, t. LL, pp. 7, 617.

<sup>45</sup> Merchior-Bonnet, *op. cit.*, p. 114.

<sup>46</sup> Jordan, *op. cit.*, p. 44.

<sup>47</sup> Louis Sébastien Mercier, *Le Nouveau Paris*, édition établie sous la direction de Jean-Claude Bonnet, Paris: Mercure de France, 1994, pp. 878-879. 常に騒がしい議場であったが、ルイが入室してから退出するあいだのみ、静けさに包まれた。Merchior-Bonnet, *op. cit.*, pp. 78, 84, 107, 116.

<sup>48</sup> ジャン＝クリスチャン・プティフィス、小倉孝誠監修、玉田敦子・橋本順一・坂口哲啓・真部清孝訳『ルイ16世』下巻、中央公論新社、2008年、554頁。

マラーは、裁判の教育的側面に言及していたが、国王の立場の逆転を予想していたわけではないであろう。だが、国王裁判に出席したマラーは、自身の出版する『フランス共和国新聞』において、次のように立場の逆転が生じていた点を指摘している。「ルイの立場が、いかに屈辱的であったにもかかわらず、ルイは、慎ましく出廷し、慎ましく振る舞った。陛下という呼称でしか呼ばれたことがない彼は、幾度となくルイ・カペーと呼ばれるのを聞いたが、ほんのわずかな苛立ちも見せなかった。かつて、彼を前にして、いかなる人物も座る権利をもたなかったのにもかかわらず、起立させられていた間、少しの不快感も見せなかった」<sup>49</sup>。また、哲学者カントも、国王裁判を「諸原理を完全に転倒させる」場と捉え、「崩壊した国家の再建すら不可能にしてしまう原則」を含むものとして批判している<sup>50</sup>。

国王裁判の模様をフランス全土に伝える役割を担ったのは、新聞やパンフレットである。たとえば、『モントゥール』紙は、国民公会にいたる討論を毎日細かく掲載しており、『パリの革命』紙は、国王移送の版面まで掲載している(図C)<sup>51</sup>。また、各議員の見解は、パンフレットとして、国民公会の側からも発信された。多くのパンフレットの異版・再版が、アジャン、ドゥエ、ムラン、ブザンソン、ディジョンなどの町において出版されている<sup>52</sup>。



図C「ルイの移送」(作者不詳、『パリの革命』第179号、1792年12月16日) 平正人「フランス革命期のメディア：国王ルイ16世の処刑と新聞」『メディア史研究』第23号、2007年、89頁。

国王裁判における政治文化の伝達によって、国王の政治的身体は大きく傷つけられた。松浦義弘によれば、国王処刑以降の王党派は、革命派に対抗するものとして、「王党派」を名乗っただけであって、国王の政治的身体は消滅していた<sup>53</sup>。また、ブルボン王政が復活した際、「聖なる国王」といった信仰は、もはや信じられなかった。ジョレスが指摘するように、「何をしようと、彼ら〔復活した国王たち〕は、これ以降、もはや亡霊でしかなかった」<sup>54</sup>。

「国王」の政治的身体の損傷にともなって、「人民」の政治的身体が誕生する。1793年1月以降、人民を象徴する、若く、たくましいヘラクレスが、あらゆるメディアにおいて頻繁に登場するのである。注目すべきは、「国王たちを食らう人民」と題された版面である(図D)。この題名が、ホメロスが国王を「人民を食らうもの」と呼んだのを逆さ

<sup>49</sup> Jean-Paul Marat, *Journal de la République Française*, n° 73, Du vendredi 14 décembre 1792, *Oeuvres politiques, 1789-1793*, Bruxelles: Pole Nord, 1995, t. VII, p. 5281.

<sup>50</sup> イマニュエル・カント、樽井正義・池尾恭一訳『カント全集 11：人倫の形而上学』岩波書店、2002年、165-167頁。

<sup>51</sup> 平正人「フランス革命期のメディア：国王ルイ16世の処刑と新聞」『メディア史研究』第23号、2007年、89頁。

<sup>52</sup> 遅塚忠躬「ルイ16世の裁判に関する国民公会議員の意見：ベルンシュタイン文庫所蔵の冊子の集」*Opinions des Conventionnels*, t. I, p. 7.

<sup>53</sup> 松浦義弘「フランス革命と王権：王の身体表象の変化を中心にして」網野義彦ほか編『岩波講座 天皇と王権を考える』第2巻〈統治と権力〉、岩波書店、2002年、201-206頁。

<sup>54</sup> Jaurès, *op. cit.*, p. 168.

にして作られた言葉であることから分かるように、国王と人民の立場の逆転が生じている。フリジア帽をかぶり、長ズボンをまくしあげた巨大なサン=キュロット（ヘラクレス）が、王冠をかぶった小さな専制君主に向かって、棍棒を振り下ろそうとしている。『パリの革命』紙の編集者は、人民を象徴するヘラクレスの巨大な彫像を、あらゆる村と町に、そして国境沿いに設置することを提案していたが、この版画は、同紙に載せられた、その彫像のイメージである。編集者は、人民を教育しようという意図をもっていたと考えられる。つまり、国王の政治的身体を非神聖化し、新たな統合の象徴としての人民を神聖化しようとしたのである。そういった際に、アンシアン・レジームの中核であった国王の政治的身体を、人民の政治的身体より卑小に見せる手法は、最良の手段であった。かつて神聖であった国王の政治的身体が消滅し、聖なる人民の政治的身体が台頭してきたことが、明瞭な対比によって、民衆に伝えられるからである。国王裁判は、明確に意図されたものではないが、この版画と同じような対比効果を表現する場であった。国王裁判の政治文化的意義を見てきた我々は、国王裁判は、国王処刑とは異なる手法で、国王の政治的身体の非神聖化に貢献したと結論づけることができる。



図D 「国王たちを食らう人民」 リン・ハント、松浦義弘訳『フランス革命の政治文化』平凡社、1989年、141頁。

## おわりに

本稿を締めくくるにあたって、ジャン=ポール・マラーの草稿を再考したい。はたして、「法の破壊者」マラーが裁判を重視したのは、「奇妙」であったのだろうか。ウォルツァーは、マラーが秘密投票を否定し、指名点呼投票を主張していたことを指摘して、彼が「裁判の政治的重要性、つまり教育的スペクタクルとしての価値を感じていた」と主張する<sup>55</sup>。私は、この点に、マラーのジャーナリスト精神が表れていると考える。1793年4月24日、マラーは、革命裁判所において裁判にかけられた際、自身の生涯を振り返って次のように述べた。「革命がはじまってから、私は、絶えず、人民を啓蒙し、教育してきた。いつも、なにものにも揺らぐことのない勇気をもって、大衆の支持に隠れて、人民の信頼を悪用し、人民の誠意をまどわした裏切り者たちの正体を暴いてきた。そして、王位にあった暴君を怯えあがらせ、死に追いやった」<sup>56</sup>。この弁明には、『人民の友』紙や『フランス共和国新聞』を通して、絶えず過激な言葉でもってあらゆる事柄を糾弾してきた、マラーの真髓が表れていないだろうか。著名な新聞記者であったマラーは、常に、人民をアンシアン・レジームの「心の習慣 *mœurs*」から解放しようと努めてきた人物であった<sup>57</sup>。マラーにとって、国王裁判はその手段のひとつであったのだ。

<sup>55</sup> Walzer, *op. cit.*, p. 158.

<sup>56</sup> Marat, *Tribunal criminel révolutionnaire*, 24 avril 1793, *Oeuvres politiques*, 1995, t. IX, pp. 6179-6181.

<sup>57</sup> 松浦義弘『フランス革命の社会史』山川出版社、1997年、48-52頁。